

Ⅱ 参 考 資 料

安全衛生管理体制の概要

		総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者	産業医	安全委員会	衛生委員会
選任すべき事業場	業種1	100人以上	50人以上	50人以上	10人～49人		50人以上	業種4～50人以上 その他-100人以上	50人以上
	業種2	300人以上	50人以上	50人以上	10人～49人		50人以上		50人以上
	業種3	1,000人以上		○50人以上	10人以上は 安全推進者 〔ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 別添参照〕	10～49人	50人以上		50人以上
	業種5	300人以上	50人以上	○50人以上	10人～49人		50人以上	100人以上	50人以上
	業種6	1,000人以上		50人以上	10人以上は 安全推進者 〔ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 別添参照〕	10～49人	50人以上		50人以上
行わせるべき業務 調査審議させるべき事項		① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること ③ 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること ⑤ 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち 安全に係る技術的事項	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち 衛生に係る技術的事項	総括安全衛生管理者が行うべき業務と同様	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち衛生に係る業務	① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ② 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ③ 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ④ 作業環境の維持管理に関すること ⑤ 作業の管理に関すること ⑥ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること ⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること ⑧ 衛生教育に関すること ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること	① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること ③ 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項（安衛則第21条）	① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること ④ 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項（安衛則第22条）
資格者 委員とすべき者		事業場においてその事業の実施を統括管理する者	① 以下のいずれかに該当するもので厚生労働大臣の定める研修を修了した者 イ 大学、高等専門学校の理科系統の学科卒業業者で2年以上の産業安全の実務の経験者 ロ 職業訓練大学校長課程卒業業者で2年以上の産業安全の実務の経験者 ハ 高等学校の理科系等の学科卒業業者で4年以上の産業安全の実務の経験者 ニ 大学、高等専門学校の理科系等以外の学科卒業業者で4年以上の産業安全の実務の経験者 ホ 高等学校の理科系統以外の学科卒業業者で6年以上の産業安全の実務の経験者 ヘ 7年以上産業安全の実務の経験者 ② 安全コンサルタント	① 第一種衛生管理者 ② 第二種衛生管理者 ○印の業種に限る ③ 衛生工学衛生管理者 ④ 医師 ⑤ 歯科医師 ⑥ 労働衛生コンサルタント ⑦ ほか厚生労働大臣が定める者	① 大学、高専卒業で、1年以上安全衛生の実務経験を有する者 ② 高校卒業で、3年以上安全衛生の実務経験を有する者 ③ 5年以上安全衛生の実務経験を有する者 ④ 「安全衛生推進者養成講習」を修了した者 ⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	① 大学、高専卒業で、1年以上衛生の実務経験を有する者 ② 高校卒業で、3年以上衛生の実務経験を有する者 ③ 5年以上衛生の実務経験を有する者 ④ 「衛生推進者養成講習」を修了した者 ⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	医師法による医師であつて、以下のいずれかに該当する者 ① 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者 ② 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格者 ③ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師の経験のある者 ④ 産業医として3年以上経験のある者（平成10年9月末時点）	① 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等から事業者が指名した者 ② 安全管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者 ①以外の委員のうち半数以上は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦により指名する必要がある	① 左と同様 ② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 産業医のうちから事業者が指名した者 ④ 衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者 左と同様
選任した場合の措置		労働基準監督署に選任報告を提出			氏名を事業場内の見やすい箇所に掲示する等により周知		労働基準監督署に選任報告を提出	議事録の作成及び議事録の内容の周知 安全衛生委員会とすることもできる	

業種1	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
-----	-------------------

業種2	製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業、機械修理業
-----	---

業種3	業種1, 2, 5, 6以外の業種
-----	-------------------

業種4	林業、鉱業、建設業、自動車整備業、機械修理業、清掃業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業、港湾運送業
-----	--

業種5	通信業、各種商品卸売業、各種商品小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業
-----	--

業種6	農畜水産業、医療業
-----	-----------